

〔研究ノート〕

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒

——宝暦一三年「御山方御用并諸事日記」を素材として——

佐藤孝之

はじめに

一 『日記』にみる飲酒等の関係記事

二 正月・祝い事と酒

三 縁組と酒—おいわ・善六の祝言とその後—

四 御用等に関わつての酒

五 日常的な飲酒と酒の調達

六 木口印立会・御山見廻りと酒

七 名古屋出張と酒

おわりに

付論 《中洞》をめぐる

はじめに

良材の産地として著名な信州の木曾山一帯は、元和元年（一六一五）に尾張藩領に編入されたが、裏木曾と呼ばれる濃州恵那郡川上村・付知村・加

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒



図1 三浦山と濃州三ヶ村

※註1『ブックレット』2所載の図を転用

子母村の三ヶ村（濃州三ヶ村、現岐阜県中津川市）も、同時に尾張藩領に組み入れられた（図1参照）。この濃州三ヶ村のうちの加子母村で、近世初頭か

ら代々庄屋を務め、藩から御巢山取締御用などを命じられていたのが内木家であるが、同家は享保一五年（一七三〇）に「三浦山・三ヶ村」の「山守」に任命された。これに伴い加子母村の庄屋役からは離れ、木曾材木奉行配下の役人となり、苗字・帯刀を許され、扶持方五人分を俸禄として支給された。以後、明治に至るまで、内木家は代々「山守」として三浦山と濃州三ヶ村の御山見廻り等の御用を務めたのであった。内木家は、当初加子母村の中間に居住していたが、宝暦六年（一七五六）頃の上桑原に移住したという⁽¹⁾。加子母村内の字名について図2に示したので、以下において適宜参照していただきたい。

この内木家が、山守としての御用や日々の諸事を綴った「御山方御用并諸事日記」が残されている。宝暦一三年（一七六三）・明和二年（一七六五）・同四年・同五年・同六年・同八年・同九年・安永二年（一七七三）・同三年・同四年の一〇冊があり、このうち宝暦一三年・明和二年・同九年の三冊を徳川林政史研究所が所蔵し、これ以外の七冊を加子母の内木家（現当主内木哲朗氏）が所蔵している⁽²⁾。

これらの「御山方御用并諸事日記」は、いずれも内木家一一代当主の内木彦七（武久）によって日々綴られたもので、現在までに宝暦一三年・明和二年・同四年・同五年・同九年分が、徳川林政史研究所によって翻刻・刊行されている⁽³⁾（以下、これら刊本を『日記』という）。これらを繙くと、公務（御用）に関わる記事は当然のこと、私的な日常の出来事なども細かく記録されている。そうしたなかには酒をめぐる記事も頻繁にみられ、そこには江戸時代の村社会における酒と人々との関係性が色濃く映し出されている。

そこで本稿では、初見である宝暦一三年の『日記』を主な素材として、この一年間に記録された飲酒や酒の贈答など酒に関わる記事に注目し、濃



図2 加子母村の字
※『日記』所載の図を転用

州の一山村における日常生活と酒との関係性を探ってみたい。これによって、江戸時代の地域社会における飲酒事情を窺う一斑としたい。⁽⁴⁾

一 『日記』にみる飲酒等の関係記事

宝暦一三年の『日記』から、飲酒や酒の贈答に関する記事を拾い上げてみると、文末の表1に示したように多数の事例が得られた。⁽⁵⁾表1には彦七は勿論のこと、多くの人々の名がみられ、何度も登場している人物も少なくない。これら登場人物の理解に資するため、図3を用意した。図3は、宝暦一三年時点での内木家とその「一家中」等を示したものである。⁽⁶⁾内木家は屋号を《桑原》(以下、《》内は屋号を示す)といい、この時点で当主彦七(武久)の父親一〇代彦七(武益)は既に亡くなっていて、彦七の「母人」は後述の《富田》に身を寄せていた。⁽⁷⁾彦七の長男善右衛門は、のちに家を継ぎ一二代彦七(武信)となる。彦七の妹(姉とも)おすゑは《下屋》の仁右衛門の兄弟に嫁ぐが、この時点で仁右衛門の兄弟は物故していて、《下屋》の庇護を受けながら、娘のおつやと二人で暮らしていた。⁽⁸⁾もう一人の妹おつねが嫁いだ次郎兵衛の家は《富田》を屋号としていた。《下屋》仁右衛門の子藤吉の妻は、彦七の娘おそよである。仁右衛門は、表1に頻繁にその名が登場し、彦七とは特に親しかった様子が窺える。これら《桑原》《富田》《下屋》の三家が内木家の「一家中」であった。この「一家中」の人々は、日常生活上親密な付き合いをしていたのであるが、「一家中」以外にも親しい付き合いが知られる家に、彦七の長男善右衛門の妻おいくの実家である《鍛冶屋》、仁右衛門の娘おむめが嫁いだ《上泉》、近所に住む清十(郎)・おつき夫婦の《岩屋》がある。これに加えて、彦七の妻(か)の実家と思われる小郷の勘兵衛今井姓、小郷一家も親密な関係にあり、表1にもしばしば登場している。⁽⁹⁾そして、例えば二月六日条に、

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒

初午也、(中略)とミ田・した屋・いわや・かしや・上泉より初午祝ひ来ル、(中略)明後八日、龜茶振舞申度候間、罷出給候様、とミだ・したや・いわや・上いつミ・かしやへ申遣スナリ

とあるように、《桑原》にとつて、「一家中」の《富田》《下屋》および《岩屋》《鍛冶屋》《上泉》は、特に密接な関係にあったことが改めて窺え、ひとつのコミュニティを形成していたといえる。以下、これら六家によるコミュニティを、仮に「内木家コミュニティ」と称することにしよう。

*

さて、表1に掲げた事例は、酒の遣り取りの場所として、①彦七の自宅と、②彦七の自宅以外とに大別できるが、網掛けしてある事例が③に該当する。④は彦七が自宅において来訪者等に酒を提供した場合であり、⑤は彦七や家族等が出向いた先で酒の提供を受けた場合が殆どであるが、後述する御山廻り等の際に彦七が酒を提供した場合が含まれる。

④の事例では、彦七による来訪者等に対する酒の提供を「饗応」と表現した場合が最も多くみられ、「振舞(廻)」も散見される。同じ人物にも双方が使われており、「饗応」と「振舞(廻)」に厳密な使い分けはなかったと思われるが、「振舞(廻)」のほうは懇意な関係者への比較的気軽な対応に使われている傾向があらうか。

また、「饗応遣ス」「振舞(廻)遣ス」のように、「遣ス」が付く場合と付かない場合とがみられる。この点、「:遣ス」が付いたケースには、彦七の上位者としての意識が表われているといえようか。但し、例えば同じ仁右衛門に対して、「吸物・酒ニ而饗応申候」(No.7)、「吸物・酒ニ而饗応遣ス也」(No.29)、「酒取よせ振廻」(No.36)、「酒振廻遣ス」(No.125)などであるように、ここでも厳密な使い分けは想定しにくい。



また、表上から分かるのは、「饗応」「振舞廻」であれ「馳走」であれ酒だけを提供し、或いは提供された場合も散見するが、吸物・酒の場合も多くみられ、この二点がセットとして、年間を通じて一般的であったことが指摘できる。吸物・酒に加えて、鰻鮓(No. 33・88・116・119)、茶漬(No. 19・39・117)、飯(No. 95・155)といった三点の事例、更には鰻鮓・なら茶食(奈良茶飯)を加えた四点の事例も一例みられる(No. 163)。No. 19は、善六・おわの婚礼の際に、挨拶に來た利右衛門に「饗応」したもので、No. 33は彦七の子百助が武助と改名した際の「饗応」であり、ともに特別な事情が窺える(ともに後述)。No. 163は、『上泉』に彦七・善右衛門父子や『下屋』の仁右衛門らが集まって、「吸物・酒并鰻鮓・なら茶食^二而色々預馳走、緩々はなし居候而帰ル也」とある。『上泉』の佐助には、仁右衛門の娘おむめが嫁いでおり、⁽¹⁰⁾「内木家コミュニティ」の人々が集まって酒を呑みながら、くつろいで話をしている光景が浮かぶ。

二点の場合で吸物以外では、茶漬が三例(No. 74・106・172)、鰻飴が二例(No. 34・110)みられ、三点・四点の場合も含めて、吸物以外では茶漬や鰻飴を併せ提供する場合が多かったことが窺えるとともに、No. 78・114ではほうとう、No. 124では餅、No. 96・162では入麴が出されている。No. 65に「なら茶飯」がみえるが、これは出張中の名古屋の宿で昼食用に奈良茶飯を用意してもらい、昼食時に酒を呑みながら食べたという事例である(後述)。

ここで、彦七への来訪者の持参品(土産)についても触れておこう。No. 1は、正月三日に「昼頃、勘兵衛来ル、壺樽年玉^ニ持参申也」とあるように、彦七の妻の実家と思われる小郷の勘兵衛が年礼に訪れた際に、樽酒一樽を持参したのであった。同様に一樽を持参したという記事は多数に昇り、彦七らも訪問先へ一樽を持参していることが多い。また、No. 46・90・104・105・117では、二樽(両樽)とあって、酒を土産として持参する際には一樽が一般的であり、場合によっては二樽を持参したようである。No. 75では六樽となっているが、

此度留守見舞として、雪中見廻之者共三人^ニ而壺樽、村方^ハ二樽、角領作十郎壺樽、川辺貞右衛門より壺樽、紺屋おさん壺樽、かじや忠吉^ハ重之内持参呉候由、村方^ハ治平・金左衛門・喜七・武左衛門、四人^ニ而右二樽持参申由申聞候

と、彦七が名古屋に出張(後述)していた際の、留守見舞いとして酒と重之内が届けられたもので、酒は村方からは四人で二樽、他の四件は一樽ずつの見舞いで、合せて六樽ということである。

二 正月・祝い事と酒

本章及び次章においては、「内木家コミュニティ」を中心とした酒の遣り取りをみてゆくことにするが、まず本章では、正月をはじめ様々な祝い事を取り上げたい。

①正月 正月には互いに訪問して、年始の挨拶を交わすことになるが、宝暦二三年の『日記』正月朔日条には、

正月朔日 目出度^ハ、近所・中切年礼^ニ来ル、此朝若雪降、次郎兵

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒

衛へ年礼^ニ相越ス、昼頃^ハ天気^ニ成、暖也、此夜彦七夫婦いわやへ年礼^ニ相越

とあって、近所や中切から年礼に訪れるとともに、彦七は『富田』の次郎兵衛へ年礼に行き、また夜になって夫婦で『岩屋』へ年礼に出掛けた。

二日には「此日も大勢年礼^ニ来ル也」「此日、万ヶ^(万賀)・角領大勢来ル也」とあり、三日は「小郷者共、大勢年頭^ニ来ル」と、三が日は村内からの年礼客が大勢訪れていた様子が記されている。

そして、三日には前述したように、勘兵衛が年玉として一樽を持参した(No. 1)。この日彦七は、午後に法禪寺へ挨拶に赴き、帰宅した後、

彦七夫婦・勘兵衛共、したやへ年礼^ニ相越ス、乍序おす^ニへ相越候処、吸物・酒^ニ而預馳走、夫^ハしたやへ帰ル、仁右衛門祝ひ之由^ニ而飯給り、緩々預馳走、暮前帰ル、孫太郎も召つれ相越ス也、此夜勘兵衛泊ル、(中略)此日八ッ過頃、政右衛門年礼^ニ来ル、信濃柿^ハ把持参呉申候、吸物・酒^ニ而饗応遣ス也、おす^ハへ又々来、此朝酒為吞遣ス

と、夫婦で勘兵衛とともに『下屋』へ年礼に出向き、その序でにおす^ニのところへ寄って吸物・酒で馳走になった(No. 2)。その後、おす^ニ方から『下屋』に戻り、仁右衛門から飯を馳走になり、暮前に帰宅したという。この日は、加子母村の庄屋政右衛門が信濃柿一把を持参して年礼に訪れ、吸物・酒にて饗応した(No. 3)。

その後、正月二二日にかけて二二件の年礼客の記事があるが、そのうち七件は吸物・酒にて饗応(No. 6・10・22・25)、五件は吸物にて饗応とあり、饗応等の記載がないのが一〇件ある。このように対応に差異がみられるが、吸物+酒ないし吸物での饗応・振廻(舞)は、前述したように年間を通じてみられるのであり、『日記』の記載にみる限り、正月だからといっ

て特別な対応にはなっていないといえる。

②蔵開き／帳始め 正月一日は嘉例の「蔵開キ」で、例年の通り「帳始メ」があった。この前日、おいわに酒屋政助から手紙が来たのであるが、その手紙の内容が一日条に、

昨日おいわニ酒屋政助ハ差越候手紙、近所衆招キ帳いわひ致ス筈、御酒壺ツ進シ可申候間、遊びながら御越被下候様ニと申越候

とあって、彦七方で「帳いわひ」(帳祝い)＝「帳始メ」を催すの際し、酒一つを進呈するとの連絡であったという(No.13)。近所の人々を招いて、帳始めの祝いが催されたのである。

③齒黒付け 正月二〇日、勘兵衛がやってきて、今晚妹のおたつに「齒黒」を付けさせるので「酒屋通ひ」を貸して欲しいというので貸したという。

勘兵衛は彦七から酒屋の通ひ帳を借用して、おたつの齒黒付け祝儀のための酒を準備したらしい。そして、

勘兵衛ハ仁右衛門・清十・おつね・おすへへ、右祝義之酒振廻申度間、来リ給候様申遣候処、夜ニ入皆々来ル、おつねハおいわ・おいしニ肴、仁右衛門 錢百文、清十と中満ニおたつ江祝儀給候、吸物・酒ニ而饗応申也、緩々遊び居申候而何れも帰ル

というように、勘兵衛から祝儀の酒振舞に招待された仁右衛門らは、夜になって彦七宅に集まった。仁右衛門らは吸物・酒で饗応を受け、ゆつくりと過ごして帰ったことである(No.27)。勘兵衛は、酒屋の通ひ帳を借りたのみならず、会場も彦七宅を使わせてもらったのである。

④百助の改名 彦七の次男百助は「武助」と改名するが、その祝儀が二月八日に催され、その時の「座敷」の様子が次のように記されている(No.33)。

四ツ頃ハ仁右衛門手伝ひニ来ル、母人并次郎兵衛夫婦・おいわ・おいし・おそよ・友次郎・おふゆ・清十・おさよ・佐右衛門夫婦・乙次郎、遅々より藤吉も来ル、吸物・酒・温飧・吸物・酒ニ而饗応申候、暮々迄三座敷相済也、然処、百助儀、名替り申度旨相願候付、何れも相談之上、武助と名改、酒取よせ何れもニ振廻也、夜ニ入皆々帰ル、此日も彦七気分悪敷、難儀／＼、然共、座敷ハ相済ス、

このように、仁右衛門や母人・次郎兵衛夫婦が集まった一五人を、彦七は吸物・酒・温飧にて饗応し、「座敷相済」んだ。その「座敷」ということであろうか、やや分かりにくいのが、百助が改名を願ひ、「何れも」相談して武助と改めることになり、酒を取り寄せ「何れも」に振る舞ったという。彦七は気分が優れなかったようであるが、無事「座敷」を済ませたのである。夜になって皆々が帰った後、「夜ニ入、万ヶ松嶋か、・いわやお継来り、温飧・酒ニ而饗応遣ス也」とあるが(No.34)、これも改名祝儀のための来訪だったのかもしれない。

⑤馬の誕生 二月二一日に馬が誕生した。その時の状況は、此夜四ツ頃、馬屋繁昌、大慶／＼、折節善右衛門他行、仍之、清十たのミ越候、おすへも来り、酒取寄いわひ申候、

と、夜中に馬が誕生したが、善右衛門が外出していたため、清十に手伝いを頼んだ。おすへも来て、酒を取り寄せて祝ったという(No.43)。実は、おすへはこの日の昼にも来て、酒を楽しんでいた(No.42)。

⑥厩祝い 三月二八日に「厩祝ひ」があった。同日条には、

今晚、厩祝ひいたし候間来り給候様、近所へおまつ遣ス也、(中略)夜ニ入、清十郎・おさよ・善九郎・助右衛門・平次郎か、・藤吉・次郎兵衛・おいし・利右衛門・丑之助・伝右衛門・貞四郎・伝次郎・喜助・

半次郎・おすゑ等来り、ほうとう拵、酒振舞也

とあって、娘のおまつに指示して、厩祝いに近所の人々を招待し、《岩屋》の清十郎を初め一六人余が集まった。この時、彦七はほうとうを拵え、酒を振舞ったのである(No.78)。

⑦十七夜祝い 九月一七日には「如嘉例十七夜祝ひ」があった。

此日、おすへたのミ餅つき也、(中略)此夜、下屋・いわや両家不残来ル、餅・酒ニ而饗応遣ス也

と、《下屋》と《岩屋》の両家が「不残」集まったという。具体的な人数は記されていないが、彦七から餅・酒の饗応を受けた(No.124)。

以上、正月および祝い事のいくつかをみてきた。祝い事に酒は欠かせないが、彦七はその都度、吸物・酒等を用意し、来訪者に提供したのである。No.141に「此夜、清十・藤吉・善六等来り、酒八合取よせ饗応申候、何れも緩々遊び居申候而帰ル」とあって、三人のために酒八合を取り寄せたとある。これは、宝暦一三年の「日記」中で、用意した酒の量が記された唯一の事例であるが、右に挙げた事例のうち⑤以外は、大勢での飲酒であり、どのくらいの量の酒を用意したのであろうか。

ともあれ、祝い事には「内木家コミュニティ」の人々を初め、近所の人々も含めて、大勢が集まって酒食を共にしており、酒を伴う密接な付き合いがなされていたといえる。

三 縁組と酒—おいわ・善六の祝言とその後—

正月一三日、《富田》の次郎兵衛・おつねの娘おいわと田瀬村の善六との祝言があった。この日、日の出に善右衛門夫婦・清十・彦七夫婦が次郎

兵衛方へ出向いた。そして、

善右衛門夫婦・清十・次郎兵衛・おいわ・おいし、中洞へ相越候よし、(中略)八ツ頃、利右衛門(五人略)鯉つれ来、目出度祝言相済、皆々帰ルナリ、座敷中場へ飛驒お長・小郷勘兵衛来ル也、暮前彦七夫婦も帰ルナリ、徳十郎事善六と名改可申旨、次郎兵衛皆々へ申伸候、夜三入、お蝶・次郎兵衛・善六、壺樽持来り、吸物・酒ニ而饗応、暫はなし居候而、右三人ハ帰ル也

と、善右衛門夫婦と次郎兵衛・おいわ・おいしが《中洞》(利右衛門方)へ出向き、その後利右衛門らが「婿」を連れてきて、次郎兵衛方で祝言が行なわれ、「目出度祝言相済」となった。次郎兵衛が、徳十郎から善六への改名を披露したのは祝言の席であらう。その後、暮前に帰宅した彦七のところへ次郎兵衛・善六らが一樽持参し、彦七は吸物・酒にて饗応した(No.18)。

翌一四日には、勘兵衛が「善六つれ近所不残、すもた迄披露ニ相越候由」と、近所への善六の披露がなされ、「明後十六日、林・とミた両家鯉見致ス筈」と、《林》《富田》両家による「鯉見」が予定されていた。一五日には、利右衛門がやってきて「徳十郎儀、次郎兵衛へ遣候付、此後相憑旨」を述べて、土産に一樽持参した。彦七は吸物・酒に加えて茶漬にて饗応し、利右衛門は「緩々遊び居申候而」帰ったという(No.19)。このように、祝言の席では当然酒も出たであらうが、その後のお礼の挨拶等でも、互いに酒を持参し、また提供している。

こうして、《富田》では善六を婿に迎えたのであるが、後日談についても触れておこう。八月八日条に次のようにある。

夕方善六来り、私儀も、親達御氣ニ入り候共不相見候付、隙貫申度、

盆頃か、さま・善右衛門殿へも御はなし申処、川上へ御帰りまで相待候様ニと、御兩人とも御申候付、相待居申候段申聞候、親共氣入不申候ハ、別家ニ致シ暮し候様ニも可相成候間、先ツ当暮迄相待候様ニと申談候処、何れへも御了簡次第ニ可致旨相答、帰ル也

善六は、次郎兵衛夫婦が(善六を)氣に入っているともみえないので、隙を貰いたいと盆の頃にか、・善右衛門に相談したところ、彦七が川上山に入山中であり、それが終わって帰るまで待つことになったという。善六の訴えに彦七は、次郎兵衛らが善六のことを氣に入らないのなら、別家して暮らすことにもなろうから、暮まで待つようにと話したのであつた。暫く様子をみるように、ということであらうか。

そして九月になり、同月一日に、

仁右衛門暮合来ル、次郎兵衛ニ被頼来り候由、善六も別家いたし度旨、次郎兵衛夫婦も右存念ニ付、別家之積ニ候

と、次郎兵衛に頼まれた仁右衛門が、善六も別家したいとのこと、次郎兵衛夫婦も同じ考えである旨を、彦七に伝えるに來た。この後、家居取立の場所について話し合い、結果、長嶋にある彦七の土地を貸すことになり、彦七は「酒取寄せ饗応」し、仁右衛門は「緩々はなし居申候而」帰つた(No. 122)。こうして善六の別家が決まったのであるが、翌一二日条には、

昼頃、仁右衛門・次郎兵衛来ル、利左衛門も一所ニ来ル、昨夜之儀、次郎兵衛夫婦之者へ為申聞候処、令満足候よし、此上宜相頼由ニ而、次郎兵衛壱樽持参、此節藤吉も来り、右之一列へ吸物・酒出ス也、緩々はなし居申候而、何れも帰ル也

とあつて、仁右衛門・次郎兵衛・利左衛門がやってきて、昨日の処置に満足していることを告げ、次郎兵衛は一樽を持参した。これに対し彦七は、

一同に対し吸物と酒を出したのである(No. 123)。

もう少し後日談を続けよう。善六の別家が決まり、家作普請が始まったのであるが、一〇月八日に彦七が「善六作事場」へ出向くと、そこには利右衛門・次郎兵衛・喜助・源六が「居申候而拵居」つたという。彦七は《下屋》へ回り、そこから「酒をハか、ニ作事見舞ニ右場所へ遣し」と、作事見舞いの酒を妻に届けさせたのであつた(No. 128)。翌九日には、「棟祭り」を催すとのことで、おいわが彦七夫婦の出席依頼に訪れた。その後、彦七は「作事場へ相越候処、酒出し、給居申候処へおまつ来ル」と、作事場へ行き、そこで出された酒を呑んだとのことである(No. 131)。

一日、「明日ハ吉日ニ而、善六夫婦家移り申答候間、彦七夫婦来り呉候様、此夜善六来申聞候」と、翌日の家移りへの招待があり、翌日「とミだニ而いわひ候上、家移りへ皆々相越、夕方帰ル」と、家移りが実施された。そして一三日、

此日、中洞利右衛門内・川辺おたつも、善六家見ニ来候由ニ而寄り通ル、(中略)夕方、彦七夫婦、善六へ家見ニ相越、もミ壱斗、小桶壱ツ、手桶壱ツ、溜等為持仁助遣ス、善六母も来り居申候而、吸物・酒出スと、《中洞》利右衛門の妻らが、善六の「家見」に來たとのことで彦七方に立ち寄つた。彦七夫婦も善六の「家見」に出掛け、居合わせた善六の母から吸物・酒を出されたのである(No. 134)。

このように、《富田》へ婿に入つた善六は、次郎兵衛夫婦と折り合いが悪く、結局夫婦で別家することになったのであるが、祝言から別家に至るまで、様々な機会に酒の遣り取りがあつた。

四 御用等に関わつての酒

第二・三章でみてきた事例は、主に「内木家コミュニティ」を中心とした人々の酒を伴った付き合いを示すものである。いわば、親しい人々との間での飲酒といえるが、一方で御用や家の経営に関わつての飲酒の機会もあった。本章ではその一端をみておこう。まず事例を列挙してみる。

①二月二四日条(No.47)

夜ニ入、助左衛門又三郎夫ニ差越候、只今名古屋より二渡り喜右衛門罷帰候、兼而御世話ニ被遊被下候処、此度之儀首尾能相済、明日ハ皆々帰申筈之由、(中略)大慶仕候間、御知らせ申上候旨申越候、仍之、酒為吞、名古屋便相聞へ満足之旨尤之事候、入念能申越候旨返答申遣、夫又三郎ハ帰ル

②四月一八日条(No.90)

四ツ頃、定夫円吉来、組頭共今日御目ニ懸り相越よし、酒二樽持参申候、然処へ、組頭半助・勘四郎・金左衛門・平兵衛忤、右四人来ル、名古屋ハ御帰候ニ付、御目ニ掛りニ相越候旨申聞候ニ付、吸物・酒ニ而饗応遣ス、市郎次ニ昨日申渡遣候通、庄屋帰候ハ、相談之上一札認差出候様ニと、組頭共へ申渡し遣ス也

③七月二九日条(No.117)

昼過、付知庄屋忠三郎・組頭七右衛門・頭百姓与三右衛門来ル、当夏、東股入ニ而見分御改置候明桧皮剥、切株廿六数吟味仕候得共、背主相知レ不申候間、何卒御勘弁之上、御達之儀御免被下候様ニと相頼、願書尅通差出候、(中略)忠三郎兩樽為持来り候付、吸物・酒・茶漬ニ而

饗応遣ス、但、暮合迄ニ事済、皆々帰ル

④七月晦日条(No.118)

昼過、庄屋政右衛門来ル、明日法禪寺江龜茶進し申度、(中略)貴様ニも永々御山方ニ御勤御苦勞被成候間、御用之御透御座候ハ、御出被下候様ニと申聞候付、成程相越御礼可申旨相答、吸物・酒ニ而饗応申候

⑤一〇月二四日条(No.139・140)

久右衛門家見分、長六間・横五間、去ル已暮取立候由、久右衛門吸物・酒出ス、(中略)吉本助八家見分、爰にて弁当、隣嘉助亭主役ニ来り居申候、尤、助八ハ湯舟沢へ日用ニ相越居申由、夫ハ甚九郎家見分、但、おこし也、助八ハ長五間・横三間半、当春取立候由、甚九郎家長五間半・横四間半、去午春取立候由、夫ハおこし徳右衛門家見分、長七間半・横六間、去午冬取立候由、吸物・酒出し、爰ニ而緩々休ミ、夫ハ六右衛門家見分、長五間・横三間半、去ル已冬取立候由、六右衛門ハ清助山へ相越居申由

⑥十一月一九日条(No.146・147)

人足帳為引合、治左衛門来候由、宿ハ申来り、則歸り引合也、(中略)此節、川上伊左衛門人足帳面認来ル、(中略)庄屋・組頭ハ尅樽差越候由ニ而、伊左衛門持参、則披キ、人足帳面調相済候後、治左衛門ニ為吞遣ス、明日中相認、明後廿一日朝持参可申旨申聞帰ル、伊左衛門も豎帳式冊認直し来り、受取也、吸物・酒ニ而饗応、夫ハ伊左衛門ハ帰ル也

⑦十二月一四日条(No.157)

昨日申遣候佐左衛門代為次郎受取両通持参、即御役所ニ而受取来候小判尅両、同人へ相渡ス、尅樽持参申ニ付、吸物・酒ニ而饗応遣ス

以上のうち①は、加子母村の杣頭助左衛門の使者として又三郎がやってきて、名古屋から帰った喜右衛門が、今回のことは首尾よく解決したと伝えたので、彦七へ知らせに來たとのことであつた。これ以前、助左衛門の子で同じく杣頭の利左衛門らが隠木の件で名古屋で吟味を受けており、その状況を知らせたのであつた。彦七は使者の又三郎に酒を吞ませ、使者の務めを勞つたのであろうが、ここでは「饗応」との表記はなされてはいない。

三月に彦七は、約一ヶ月間名古屋に出張するが(後述)、名古屋より戻つてからの四月一八日条が②である。加子母村の組頭半助らが、名古屋から帰つた彦七にお目に掛かりたいと出向いてきたのであるが、「西股入・渡合柿板山之儀」について庄屋と村方の申口が齟齬したため、その調整に關わつての訪問であつた。半助らは、彦七方に出向く前に、定使円吉に酒二樽を届けさせ、彦七は半助らを吸物・酒にて饗応したのである。

③では、付知村の庄屋忠三郎が、組頭・頭百姓を同道して訪れた。忠三郎らは、夏の見廻りで發覺した不正について、村方で吟味したが犯人は分らなかつたとのことで、御役所への告發を中止して欲しいとの願書を携えていた。中略部分では、彦七の指示で書面を書き替え、さらに告發の中止を願ひ出たのに対し、彦七は延期を認めた等の経緯が記されている。山守としての裁量権を示すものであるが、このような訴願の際に、忠三郎は両樽を持参し、彦七は吸物・酒・茶漬にて饗応したのである。

④では、加子母村の庄屋政右衛門が、法禪寺での茶会に彦七を招待するために訪れたことに對し、彦七は吸物・酒にて饗応したのである。直接御用に関わるものではないが、庄屋の立場での山守としての彦七に対する氣遣いであらうか。

⑤によると、この日彦七は、久右衛門・助八・甚九郎・徳右衛門・六右

衛門の「家見分」を行なつてゐる。濃州三ヶ村の家見分も山守の職務であつたが、この日の五件の「家見分」のうち久右衛門と徳右衛門からは吸物・酒の提供を受けてゐる。助八・甚九郎・六右衛門については酒等の提供を受けたとの記述はないが、助八と六右衛門はともに留守であつたためと思われる。在宅であれば、酒を提供する慣習であつたのだらう。

⑥は、山内で使役する人足に關して、治左衛門が人足帳の照合にやつてきたこと、また川上村の伊左衛門が人足帳面を持参したとの記事であるが、伊左衛門が持参した一樽を披いて治左衛門に吞ませ、伊左衛門に對しては吸物・酒にて饗応したという。

⑦は、彦七が御役所にて受け取つてきた小判一両を、佐左衛門の代理としてやつてきた為次郎に渡したという記事であるが、前日の条に「小郷佐左衛門被下金も受取來り候間、明日印判持参罷出候様こと、定夫ニ申付遣スナリ」とあつて、彦七が受け取つてきた一両は、小郷の佐左衛門への「被下金」であつた。彦七は、一二月六日に名古屋に出張し、同一二日に帰宅するが、この出張の際に御役所から預かつたのであらう。佐左衛門は三浦山の雪中見廻役を務めており、その手当としての「被下金」であらう。一樽持参した為次郎に對し、彦七は吸物・酒にて饗応した。

以上の事例は、彦七の山守としての立場に關わる酒の遣り取りであるが、次のような事例もみられる。

⑧ 一〇月一〇日条(No.133)

捉作持参之者共へ、酒取よせ為吞申積り、取二遣候処、皆々帰、喜助・源六残り居申候而、給候而帰ルナリ

⑨ 一一月二五日条(No.151)

昼過頃、商人丈助、楮受取ニ來り、酒買候付、吸物・酒ニ而饗応遣ス、

尤、同人馬牽来り、楮付ケ行也

⑩ 二月一四日条 (No. 158)

此夜幸次郎来り、善右衛門へ引合、来年壹ヶ年給金壹両貳分貳朱ニ、呑煙草為作申筈ニ相極メ、酒為呑遣ス、来ル十七日吉日故来ル筈ナリ、夫々同人ハ帰ル也

⑧は「掟作」(小作料)を持参した者へ吞ませる積りで酒を取り寄せたところ、皆々帰ってしまったが、喜助と源六は残っていて酒を呑んでから帰ったとの記事、⑨は楮を受け取りに来た商人丈助に対し、吸物・酒にて饗応したという記事、⑩は内木家の年季奉公人幸次郎が来て、来年の給金等を取り決め、幸次郎に酒を吞ませたとの記事であるが、これら三件は内木家の経営に関わる事例といえる。

以上のように、彦七の山守としての立場に関わる事例、内木家の経営に関わる事例の幾つかをみてきたが、こうした場面でも多くは来訪者が酒一樽ないしは二樽を持参し、彦七は吸物・酒(＋茶漬)にて饗応しており、「内木家コミュニティ」での酒の遣り取りと基本的には変わらない。但し、①の使者又三郎、⑥の治左衛門、⑧の「掟作持参之者」、⑩の幸次郎への対応では、酒を「為呑」と表記され、異なった対応が指摘できる。尤も、No. 91も「為呑」の事例であるが、「昼頃、犬山源次郎商人来候付、酒為呑遣ス、尤、最前名古屋へ相越候節、犬山三而源次郎宅へ寄り、世話ニ預り候付、右之通饗応遣ス也」とあるように、「酒為呑」することも「饗応」であるという認識も示されている。すなわち、「為呑」も広い意味では「饗応」行為に含まれるが、より下位の者に対する意識が「為呑」という表現に表れているといえようか。三月末に名古屋出張から帰った際に、物持ちをした伊兵衛に「酒取寄せ為呑」たというの(No. 74)、そうした一例になる

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒

う。また、「為呑」でも、「遣ス」が付く場合と付かない場合とがみられるが、両者の使用上の厳密な区分は想定できない。なお、仁右衛門に対して「酒取よせ、為呑申候」という事例もある(No. 150)。

五 日常的な飲酒と酒の調達

第二・三章でみたような祝い事などの機会での酒の遣り取りとともに、第四章で挙げた事例も含め、日常的にも飲酒の機会が多かったことが表1からは窺える。ここで、表1にしばしば名前がみえる人物の一人おすゑ(おすゑを対象に、日常的な飲酒の様相をみてみよう。前述したように、おすゑは彦七の妹(姉とも)で、夫を亡くし、嫁ぎ先の《下屋》の庇護を受けながら暮らしていた。

正月三日に彦七夫婦は、勘兵衛と一緒に《下屋》へ年礼に出向き、その序でおすゑへ立ち寄り、「吸物・酒ニ而預馳走」っているが(No. 2、前述)、同日条の最後に「おすへ又々来、此朝酒為給遣ス」とあり、おすゑはこの日の朝に彦七方を訪れ酒を呑み、一旦帰って「又々」訪れたらしい(No. 4)。これも含め、以後のおすゑの行動を追ってみると、

正月三日「おすへ又々来、此朝酒為呑遣ス」(No. 4、前述)

正月四日「此日もおすへ来、酒為呑遣ス」(No. 5)

正月一日「此日もおすゑ来り、羽織拵給り候、(中略)酒取よせ、おすゑニ饗応申候」(No. 14)

正月一二日「此日もおすゑ来り、羽織拵立給候、酒取よせ振舞ナリ」(No. 16)

正月二〇日「勘兵衛々仁右衛門・清十・おつね・おすへへ、右祝義之

酒振廻申度間、来り給候様申遣候処、夜ニ入皆々来ル」(No.27、前述)

二月六日「おつき・おすゑニ、酒取よせ振廻也」(No.31)

二月二日「昼頃、仁右衛門・おすへも来、酒取寄、楽ム也」(No.42)

二月二日「おすへも来り、酒取寄いわひ申候」(No.43、前述)

二月二日「則酒取よせ、藤吉・おすゑニ振舞也、尤、おすへハ此日

朝より機織ニ来給候」(No.44)

三月二日「おすゑ等来り、ほうとう拵、酒振舞也」(No.78、前述)

三月二日「此日もおすへ来、酒振舞也」(No.80)

四月一日「仁右衛門・おすへも来、酒振舞ナリ」(No.93)

一〇月七日「昼頃、おすゑ来ル、去ル已暮遣し置候おつやふとん代と

して金壺分ト百文、酒壺樽持来り(中略)則請取、吸物・酒にて饗応

遣ス、右之通故、ふとん代相済也」(No.126)

十一月一日「おすへ来り、亦々酒取よせ振廻也」(No.144、後述)

といった事例が挙げられ、しばしば彦七方を訪れて酒を呑んでいる様子が窺える。おすゑは酒好きだったようで、前述した祝い事などの場合もあるが、特段の訪問理由が記されることのない場合も少なくない。¹³⁾一〇月七日に娘おつやの布団代を納めに来た際には、一樽持参している。

おすゑに限らず、表1をみれば、仁右衛門や清十(郎)・勘兵衛らも、しばしば彦七方で酒を呑んでおり、そのなかには次のような事例もみられる。

八月五日「昼頃、仁右衛門川魚少々持来呉候付、酒取よせ饗応申候」

十一月一日「昼過、仁右衛門来り、酒取よせ振廻ナリ、(中略)善右

衛門魚取相越、少々取来ル、おすへ来り、亦々酒取よせ振廻也」

このように、八月五日には仁右衛門が川魚を持参したので、酒を取り寄せたという(No.120)。昼頃から呑んだらしい。十一月一日には、昼過ぎに

仁右衛門と酒を呑み、その後善右衛門が魚を取ってきたところへ、おすゑもやって来て、「亦々」酒を取り寄せ振舞ったという(No.143・144)。また、

二月一日「勘兵衛暮前来ル、壺樽・一つと持参、泊ル也」^(註)

とあるのも、勘兵衛は彦七と酒を呑むために、酒と肴を持参したのではないか(No.159)。このように、祝い事のような特別な機会でなくても、日常的に飲酒の機会が多かったといえる。

さて、表1を通覧すると、彦七は酒を提供する際に、「酒取寄」「壺樽取よせ」などと記されているように、その都度酒を調達(購入)している場合が頗る多い。主な調達先は、酒屋政助と田丸屋平七という二軒の酒屋だったようである。正月一日条に、

昨日おいわニ酒屋政助ヨ差越候手紙、近所衆招キ帳いわひ致ス筈、御酒壺ツ進し可申候間、遊びながら御越被下候様ニと申越候

とあり、この日、近所の人たちを招待し「帳いわひ」を催すのに際し、酒屋政助から「御酒壺ツ」を進呈する旨の申し出があったという(No.13)。

一方、田丸屋については、二月一日条に、

昼前頃、田丸や平七来、昨日御約束申候酒少々出来申ニ付、進し候由ニ而、一つは持参呉申候付、吸物・酒ニ而饗応遣ス也

という記事がみえ、昨日約束した酒が出来たとのことで、「一つは」(一壺)進呈があり、吸物・酒にて饗応したという(No.37)。

また、次のような記事もある(八月七日条)。

昨日、両酒屋かす尋ニ遣候処、両酒屋とも売仕廻、無之由之処、此朝、田丸や合小手桶ニ入、かす少々又助ニ為持越候

昨日、「両酒屋」(酒屋政助と田丸屋平七)に「かす」(酒粕か)について尋ねたところ、両酒屋とも売り切れて無いとのことであったが、今朝になって田

丸屋から小手桶に入れた「かす」が届けられたという。

田丸屋については、九月一七日・一〇月六日条に、

万ヶ彦右衛門儀、田丸や酒株引取候付、酒部屋取立申度由、尤、明日頃分鉦の始取懸り可申由(九月一七日条)

此朝、大勢万ヶ彦田丸屋へ酒道具取ニ相越候由之処、七ツ過頃、大勢ニ而酒道具下モへ持通ル也(一〇月六日条)

と、万賀の彦左衛門が田丸屋の酒株を引き取り、酒部屋を建設するとの記事が九月一七日条にあり、一〇月六日には、万賀から田丸屋へ酒道具を取りに来たとある。このことから、田丸屋は小売酒屋ではなく、造酒屋であつたといえる。このことは「かす」についての記事からも窺えるが、とすれば酒屋政助も造酒屋であつたといえよう。なお、田丸屋はこの後も『日記』に登場しており、酒株をすべて引き渡したのではなく、一部だつたものと思われる。十一月二六日には「此朝、田丸屋分初尾之由、壹樽差越呉、受納申候」と、田丸屋から初尾として一樽が届けられている(Na153)。次に、正月二〇日条をみてみよう。

七ツ過頃、清十来、此節勘兵衛来ル、今晚おたつニ齒黒付ケさせ申答ニ付、酒屋通ひ借し呉候様相願候付、則借し遣ス

このように、小郷の勘兵衛が、妹おたつの「齒黒」祝いのために、彦七の「酒屋通ひ」、すなわち酒屋の通い帳を借りたいと願ってきたという。前述したように、勘兵衛は会場も彦七宅を借りたのであつた。この記事から、酒の調達(購入)には通い帳が使われていたことも分かるが、十二月二三日条には、

下酒屋へ通メ出し差越候様ニと、通為持遣候処、貳貫九百八拾五文之由、書付差越候

と、年末になって下酒屋へ「通メ」のために通い帳を持たせて遣わしたところ、書付が届いた。下酒屋とは酒屋政助のことと思われ、届いた書付によれば、今年同人から取り寄せた酒の代金は二貫九八五文であるという。このように、代金は年末に清算したのであるが、田丸屋から取り寄せた酒の代金については、十二月二七日条に「当年酒代四貫貳百有之よし」とある。下酒屋については、十二月三日条に二貫九八五文とあり、両酒屋合せて七貫一八五文余となる。この金額は、酒の量にしてどれほどになるのであろうか。十一月九日条に「酒九合、代丁五拾文買候」とあるのを手掛かりに、単純に計算すると一升瓶にして一三〇本程になる。⁽¹⁴⁾

六 木口印立会・御山見廻りと酒

彦七は、山守として濃州三ヶ村・三浦山の木口印立会と御山見廻りを職務としていた。⁽¹⁵⁾宝暦一三年の『日記』の冒頭に記された「御山見廻度数日数」によれば、同年には、四月二日から一六日までの「三浦御山見廻」を初めとして一二回、合わせて一六八日間に亘って木口印立会および御山見廻りのために山に入っている。本章では、このうち①五月五日から九日までの川上山、②五月一〇日から六月一〇日までの付知山、③六月一四日から七月二六日までの川上山の三回の山入りを主として取り上げ、木口印立会・御山見廻りと酒との関わりをみてみたい。右の三回のうち①・②は連続して実施されており、合せて一ヶ月余りの日程であり、③は四〇日余りの日程となっている。表1のなかでは、①・②の期間の事例がNo.96～107、③の期間の事例がNo.110～115となる。

① 五月五日に加子母を出立し、同日七ツ過頃に川上山の小豆沢中小屋に

着いた。翌六日は山内を見分し、「木口印入」作業の指揮をした(木口印立会)。七ツ前頃小屋に着き、「入麵・酒出ス」とある(Na.96)。この小豆沢中小屋を拠点に、以後九日まで、連日「木口印入」に当たった。

② 五月一〇日、小豆沢中小屋を出立して付知へ行く。ここから②へ移行し、付知山で木口印立会に従事することになるが、付知山へ向かう途中、川上村の柚頭三吉方にて「吸物・酒出ス」とある(Na.97)。昼過ぎに嶋田に着き、この日は同所に泊り、翌二一日、嶋田を出立してシケ谷中小屋に九ツ半過頃到着した。この間、付知村庄屋忠三郎へ立寄り「吸物・酒出ス」、与三右衛門へも立寄り「与三右衛門ニ而も酒出ス也」とある(Na.98・99)。そして、「此夜酒出ス」(Na.100)と、夜になり彦七は、一行の者に対してであろう、酒を提供したのである。

一三日も「夕方并此夜酒出ス也」と、夕方・夜に酒を提供したとある(Na.102)。その後しばらく酒に関わる記事はみえず、二二日になって付知村庄屋の忠三郎らが、土産に一樽・川鱒一本などを持参し、見舞いに訪れたとある(Na.103)。この酒をめぐって、小源次が「今日之丁場も山場わろしく、右土産之酒出し申度」と伺い出、同行していた木曽材木方元締手代松田円平次から、土産の酒を「勝手ニ而ひらき、饗応遣し候様ニ」との了解を得て、「勝手ニ而給候由ニ而、良暫間有之、何れも暇乞いたし村へ帰ル」とあることから、ちょうど酒が手に入ったので、足場の悪いなか作業に当たった人足などを酒にて労ったのであろう。

二六日には、加子母村の組頭半助と百姓伊兵衛が「両樽・肴、兩人持参申よしニ而差出ス」と、一樽・肴を持参して訪ねてきた(Na.104)。訪問の理由は、西股入柿板山に関わる書類の件での相談であった。

六月に入り、二日に付知村の組頭七右衛門・文蔵が「庄屋申付候由ニ而

見舞ニ来ル、両樽・玉子等持参申由」と、庄屋の指示で二樽・玉子等を持参して、見舞いに訪れた(Na.105)。この後、しばらく酒に関わる記事はなく、一〇日に「中小屋ニ而茶漬・酒等給候而、出立也」と、最終日を迎え、茶漬と酒などを食べて、中小屋を後にしたのであった(Na.106)。付知で「吸物・酒出シ、給候而付知出立、加子母へ帰ル」と、途中の付知で吸物・酒を食べて、加子母へ帰ったのである(Na.107)。

こうして①・②の木口印立会が済んでまもなく、六月一四日から彦七は、③川上山での木口印立会に携わることになる。

③ 六月一四日に桑原を出立し、付知村庄屋忠三郎方で提出する書類の件で指示を出し、その際に「忠三郎、温鈍・酒出シ、給申候」と、忠三郎から提供された鰻鮓と酒を食べたという(Na.110)。この後、嶋田へ寄り、「清助も宿ニ居申候而、酒出ス」と、ここでは付知村の柚頭清助から酒の提供を受けている(Na.111)。それより川上に向かい、日入頃川上の三吉方に着いたところ、本日御頭(木曽材木奉行)が到着するといふので、今晩は三吉方に泊ることにして、川上村庄屋へ出向き、暮前に御頭に面会した。

六月一五日には、「此夜、吸物・酒出ス」と、夜に吸物と酒を提供した(Na.112)。この後しばらく酒に関する記事はなく、七月四日条に、

助右衛門より、同人聲たのミ、魚取ニ遣し候由之処、此夜、能キ魚少々取来り、酒之肴ニ出ス也

と、助右衛門が婿に頼んで獲ってきた魚を酒の肴に出したという(Na.113)。

七月一五日には、盆礼の遣り取りがあったが、この日、

余り残暑強候故見合居候而、日はつり中小屋出立、(中略)寺参り三行也、暮々浄光寺へ参り、夫々三吉へ相越、休ミ居候処へ助右衛門も来ル、ほうとう・酒出ス、緩々給候而、助右衛門・伊兵衛・庄左衛門案

内ニ而、長助へ踊見物ニ相越、男女大勢踊り居申候而、暫見物いたし、夫々帰ル也

と、木口印立会に従事中であるが、浄光寺(川上村)へ参り、その帰途三吉方にて休憩中、助右衛門もやって来て、ほうとう・酒を出し、緩々と呑んだ。呑んだ後、踊りを見物してから帰ったという(No.114)。

七月二十六日は最終日であるが、三吉方へ寄り、嶋田へ寄つて、付知村庄屋へ着き、庄屋忠三郎に対し、六月に申し渡しておいた書類について修正の指示を出すなどした。この時「忠三郎、吸物・酒出ス」と、忠三郎から酒の提供があったという(No.115)。それから彦七は、母人に面会するため《富田》へ立ち寄り、そこへやって来た《下屋》の仁右衛門と「夫々同道、桑原へ帰ル」と、無事帰宅したのである。

なお、彦七は八月二十六日から九月八日まで川上山の木口印立会に向いており、八月二十六日は、川上村三沢の助右衛門方に宿泊となったが、

夜三入、飯田幸右衛門被来候、吉左衛門付添来ル、助右衛門吸物・酒出ス也

と、木曽材木方手代の飯田幸右衛門が訪れたため、宿所となった助右衛門が吸物・酒を用意したのである(No.121)。

この他に彦七は、一〇月一四日から一九日まで川上山の御山見廻りに当たっているが、No.135～138がこの期間のものである。一四日条に、

夫より付知出立、川上へ相越、忠三郎酒・吸物等出ス、嶋田ニ御足輕伊藤佐五右衛門、今日着之由付、則立寄逢、(中略)清助酒出ス

とあって、川上山に向く途中で、付知村庄屋忠三郎から酒・吸物を提供され(No.135)、その後立ち寄った嶋田では、付知村の杣頭清助から酒の提供を受けたのである(No.136)。一四・一五日は川上村の仙右衛門方が宿所に当

てられたようで、一五日には「夜三入、作十郎も来り、酒出し、給申候」と、同村組頭の作十郎がやって来て、酒を呑んだという(No.137)。一六日、仙右衛門方を出立し見廻りを実施するが、その途中に新田中小屋に寄った際、「伊兵衛、酒出し、給候」と、伊兵衛が酒を提供し、呑んだという(No.138)。

さらに、十一月二日から一七日まで川上山の木口印見分を実施しているが、最終日の一七日条に「夫々付知庄屋着、(中略)忠三郎酒出ス、治兵衛も給候而帰ル也」と、付知村庄屋の忠三郎から酒の提供を受け、治兵衛と一緒に呑んだという(No.145)。

因みに、彦七は四月二日から一六日まで「三浦御山見廻」に当たっており、その初日の二日条に、人足四人が水無へ行き、明日小屋を建造する旨の記事があり、彦七は四日に三浦から迎えが来たため出立した。途中、小和知の貞右衛門の店に立ち寄ったところ「同人酒出ス、禁酒故断候而不給也」と、貞右衛門から酒を出されたが、「禁酒」のため呑むのを断ったという(No.83)。なぜ禁酒をしていたのか、その理由は記されていない。そして、一六日条に「水無出立、下山也」、「小郷へ下山」、「夫より和助へ寄り候処、吸物・酒出スナリ、緩々休ミ居申候」と、小郷の和助から酒の提供を受けた(No.84)。この間、山内を見廻わっていたわけであるが、酒に関する記事は出てこない。

以上、木口印立会・御山見廻りと酒との関わりについてみてきた。一連の記事のうちでは、山内へ向かう途中の三吉方や嶋田などで酒の提供を受けた場合が多く、特に付知村庄屋忠三郎による酒の提供は度々に及んでいる。しかし、山内においては、そうたくさん記事がみられるわけではない。右に取り上げた以外にも、彦七は五回ほど山入りにしているが、いずれ

も酒に関わる記事はみられない。山内での飲酒が、『日記』に記された事例に限られるとすれば、その機会は頻繁であったとはいえない。それでも、何度か夜に酒を提供した記事がみえ、また酒・肴の差入れもあり、魚が手に入った際には、それを肴に酒を呑むようなこともあった。七月八日条に「儀右衛門儀、弥助小屋迄魚釣ニ相越候由ニ而、魚大分釣来ル也」とあるが、儀右衛門が釣ってきた魚を、酒の肴にはしなかったであろうか。

七 名古屋出張と酒

彦七は、二月二八日から三月二四日まで、木曾材木方役所で隠木に関わる吟味を受けるために関係者とともに名古屋へ出張したが、この間の動向を示すのがNo.51～75になる。最後に本章では、加子母村や濃州三ヶ村からは離れるが、名古屋出張中における酒との関わりをみておきたい。

二月二八日に加子母村を出立した彦七らは、途中黒瀬で一泊し、二九日は犬山まで船で、犬山からは陸路で、夕方に名古屋での宿所である万屋に投宿した。宿所は川口屋の予定であったが、川口屋が大勢の客を引き受けていたため、万屋に変更になったとのことである。

三月に入り、一日に「隠木ニ付、明日御吟味有之候間、明朝五ツ半頃、御役所へ罷出候様」との通達があり、翌二日、木曾材木方役所の中下役所（以下、御役所という）へ出頭した。途中、秋葉様・薬師様へ参詣している。この日、彦七を初め関係者に対し尋問があり、暮に宿所に戻った。

三日は吟味がなく、利左衛門・勘兵衛・久左衛門と同道で、「熱田乍参詣、宮塩干見物ニ相越ス也、緩々拝ミ見物いたし」と、熱田などを「緩々」と参詣・見物し、「所々ニ而温飩給申候、所々酒代ハ利左衛門出ス也」と、

各所で温飩を食べ、酒を呑み（酒代は加子母村の杣頭利左衛門持ち）、暮に宿所に着いたという（No.51）。一日を、飲食をしながらの物見遊山に当てていたようである。そして、夜になり「宿おば、酒持参給り、給申候而休ム也」と、万屋の「おば、〃から酒の差入れがあり、それを呑んで休んだという（No.52）。〃おば、〃からの差入れは、四日・八日・一四日にもあり（No.53・57・64）、このうち八日については「おそ〃宿おば、酒持参給り、大酒給候而休ムナリ」と、「大酒」を呑んだという。

四日に内詰手代大嶋仙右衛門方へ出向き、倅善右衛門の召喚のことなどを打ち合せたが、今日は御頭（奉行）の出座はないと告げられた。

五日条には、

助右衛門来ル、（中略）昨夜、組頭共ニ預置候〇つば有之間、一種調来り候ハ、楽可申旨申談候処、則同人調ニ出ル、然処へ、半助・利左衛門・勘兵衛も来り、一列助右衛門看ニ種調来り、宿おば、呼出シ、六人ニ而楽ム也、七ツ過頃皆々帰ル

とある。前夜組頭から預かった「〇つば」があるので、これを呑んで楽しもうと、助右衛門と話していたところへ、半助・利左衛門・勘兵衛も来て、助右衛門が「看ニ種」を調達し、〃おば、〃も呼び出し、六人で酒宴を楽しんだという（No.54）。「今日も御役所分さたこれなし」とも記されている。

六日は、「いつ頃調可有之哉相知レ不申、迷惑〃」と吟味の日程の見通しがつかず、苛立っている様子である。だからという訳ではなからうが、八ツ過頃、助左衛門・半助来、酒取よせ、宿おば、とも給居申候処へ、助右衛門も来り、一座給申候

と、この日は昼間から、前日と同様に〃おば、〃も交えて酒宴が開かれた（No.55）。なお、九日にも、夜に勘兵衛と久左衛門がやってきたので、「酒

肴取よせ、儀左衛門并宿おは、招、楽ム也、何れも緩々遊び帰ル」とあり、おば、を招いて酒宴が開かれたようである(No.58)。おば、は酒好きだったようで、差入れの際にも一緒に呑んだことであろう。

七日・八日・九日も御役所への出頭はなかった。七日には、市中で刀・脇指を購入している。八日には、

八ツ前頃、川口屋へ相越候処、助左衛門・半助居申候而、酒取よせ候処へ、付知文蔵・加子母伊兵衛来、暫跡勘兵衛・久米次郎・久左衛門も来り、緩々はなし帰候

と、川口屋で助左衛門・半助と呑んでいるところへ、次々と人が集まり、「緩々」話して帰ったという(No.56)。昼間から大勢での飲酒である。

九日になって、漸く「明十日、御足輕中・山手代御吟味有之候間、貴様ニも明日四ツ時役所へ御出候様ニ」との呼出しがあった。この日の夜には、既に述べたように、おば、を招いての酒宴があった。

一〇日に「五ツ頃、山方中五人同道、巾下御役所へ相越候」と、御役所へ出頭したところ、御頭(木曾材木奉行寄田清太夫)から「明日御吟味之筈、彦七も罷出候様ニ」と命じられ、この日は帰った。夜に勘兵衛が来て話しているところへ、須原の杣頭市左衛門が来た。そこで、勘兵衛が「酒肴取よせ候付、右之者共差加へ楽ム也」とある(No.59)。

一日に「夕部申合置候通、山方五人同道、(中略)御役所へ相越候」と、御役所に出頭し、「御吟味」を受けた。夜になり、山手代の千村重右衛門から呼び出され、出向いたところ「在所辺之者来り、見舞ニ呉候由ニ而酒出し、何れも給申候」と、在所辺の者から見舞に貰った酒を出され、呑んだという(No.60)。

一二日には、山方四人と同道で熱田参詣に出向いた。地藏・万松寺・山

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒

王西かけ所七寺を参詣し、八ツ頃永安寺へ帰ったという。その後、

勘兵衛も又々来り、両千村も相越、酒肴取寄、楽ム也、但、此入用ハ儀左衛門引請可申由、夫々暮前勘兵衛つれ、京町通伊勢町・呉服町之間、美濃屋次郎右衛門へ相越候処、助右衛門居合、酒肴出シ候付、給申候、久左衛門も跡より来り、一座いたし

と、彦七は勘兵衛と両千村(山手代の千村儀左衛門・千村重右衛門)とともに酒肴を取り寄せ楽しみ(No.61)、暮れになって勘兵衛と一緒に美濃屋次郎右衛門方へ出掛け、居合わせた助右衛門が提供した酒肴で呑み(No.62)、この後助右衛門とともに広小路柳薬師・久屋永安寺へ参詣して、宿所へ帰ったという。

十四日朝、木曾材木方手代の浅野貞四郎方へ出向いたが、奉行寄田はどこかへ見分に出ていて、昨日帰ったか今日帰るのか(分らない)、という浅野の話であった。この日、「両千村ニ被誘、茶屋へ出、酒肴ニ而三人五拾式文、楽ミ帰ル、夜ニ入勘兵衛来ル」と、両千村に誘われて茶屋で酒肴を楽しんだという(No.63)。

一五日は、浅野の案内で、両千村らと一緒に相応寺・建中寺を参詣した。浅野から「隠木有所等相調可申間、御役所へ出候様ニ」と言われ、昼前に宿所に帰った。そして「昼飯ニ宿よりなら茶飯出し、山方中へ相越、一所ニ給申候、勿論酒も出ス、夫々御役所へ相越候」と、宿所で昼飯に奈良茶飯を用意してもらい、山方中へ出向いて一緒に食べた。当然ながら酒も出たという(No.65)。酒を伴った昼食のあと、御役所へ出向いたのである。

一六日は、御役所への提出書類について浅野の指示を受けるなどしたが、「此夜、勘兵衛・半助・久米次郎来り、手銭ニ而酒肴買、楽ム、緩々はなし、皆々帰ル」と、夜には勘兵衛たちと「手銭」で酒肴を買って楽しんだ

という(No.66)。この日、浅野の妻が男子を出産したことも記されている。

一七日は、浅野へ書類を提出し、修正の指示などを受け、「酒出し給り候付、給候而帰り」と、浅野から酒を出されて呑んで帰ったという(No.67)。同じ日、山方五人が浅野へ祝儀に行くというので、彦七も一緒に行くことにし、大鯰を二本取り寄せ、「夕飯給候而、五人共同道、飯田町へ行、但、宿弥三郎ニ肴為持行也、暮前着、浅野酒出シ被申候」と、夕食を済ませてから、山方五人と一緒に飯田町の浅野方へ祝儀に向いたのである。前日の男子誕生に対する祝儀であろう。彦七は宿所の弥三郎に肴を持たせて行き、浅野からは酒が出された(No.68)。

一八日は、三浦絵図の提出のため御役所へ出頭するなどしたが、山方中へ行き「酒取よせ給り、緩々大酒、帰ル也、(中略)右酒盛之節、半助も来合、給申候」と、酒を取り寄せ緩々と「大酒」を呑み、この「酒盛」には半助も加わったという(No.69)。

一九日は種々買い物などをして過ごし、二〇日には両千村の大須観音参詣に同道し、広小路神明・若宮・大須七寺を参詣した。この二日間には、酒に関わる記事はない。

二一日には御役所へ出頭し、奉行寄田にも面会し、「夫分御暇被下、それへも暇乞いたし、昼過宿着」と、御暇が許された。そして、

夕方、浅野貞四郎へ暇乞ニ相越候処、今日七夜之由ニ而酒給り、大酒給候而、暮前帰ルナリ、此夜、半助・勘兵衛来、酒取寄せ出候付、宿おば、共楽ム也、宿おば、道中之慰ニいたし候様、花油干式袋持参給り、受納申也

と、浅野方へ暇乞に赴いたところ、今日は「七夜」とのことで酒が出され、「大酒」を呑んだという(No.70)。夜には半助と勘兵衛がやって来て、

酒を取り寄せ、おば、も一緒に楽しんだとある(No.71)。何度も一緒に呑んだ。おば、からは、道中の慰みにと花油干二袋を贈られた。

二二日に、五ツ半頃に万屋を出立し、その日は土田に投宿した。「今朝、門出祝ひとして、宿おば、酒出し、無是非一盃給候処、殊之外むねいたミ、迷惑」と、出立の際に、おば、から饞別の酒が贈られたらしく、それを呑んだところ胸の痛みが生じたという(No.72)。彦七は体調を崩したようであり、そのため「利左衛門、志水ニ而酒買候処、此節ハ断、不給也」と、利左衛門が調達した酒を呑むのを断ったのであった(No.73)。

二三日は中須崎に宿泊し、二四日の夜明けに同所を出立し、昼過ぎに桑原へ着いた。荷物持ちをした伊兵衛と同行した仲右衛門に、労をねぎらうてであろう、「茶漬為喰、酒取寄せ為呑」た(No.74)。この日、留守見舞いとして、雪中見廻之者などから合せて六樽が届けられた(No.75)。

こうして、名古屋出張は終わった。今回の隠木に関わる吟味では、大勢の関係者が呼び出された。彦七は、毎日御役所へ出頭する必要があった訳ではないので、吟味の無い日は寺社の参詣などに掛掛け、また買い物をするなどしている。⁽¹⁶⁾ 勿論、関係者や役人らとの連絡・打ち合せや、帳簿類の調製・点検などに努めていたことは言うまでもない。

そうしたなかで、酒との関わりでいえば、この出張期間中はほぼ毎日飲酒の記事がみられる。多くは一緒に名古屋に来ていた勘兵衛や半助・利左衛門・助右衛門・助左衛門・久左衛門らとの飲食であり、山手代の「両千村」との飲食もみられる。両千村とは一緒に寺社参詣にも赴いている。また、呑むのは殆ど夜に宿所においてであるが、なかには昼間から呑んでいる場合もみられた。吟味のなかった三月三日には、所々で飲食をしながら寺社を参詣している。六日には万屋で、八日には川口屋で昼間から呑んでお

り、一二日の両千村との飲食も昼間と思われる。

ともあれ、一連の記事をみてみると、「酒肴取よせ：楽ム」「酒肴買、楽ム」「酒肴三而：楽ミ帰ル」などと、「楽ム」という表現が散見される。No. 63は茶屋での飲食であるが、ほかは宿所で「楽しんで」呑んでいる。宿所の「おば、」ともしばしば酒を楽しんでおり、名古屋出立の日には饒別を貰っている。万屋での夜の飲酒は、一日の疲れを癒すための「楽しむ」酒だったのかもしれない。

おわりに

以上、宝暦一三年の『日記』を素材として、内木彦七を中心とした加子母村における飲酒や酒の贈答などの様相をみてきた。そこでは、「内木家コミュニティ」の親密な付き合いに酒は欠かせない要素であり、また、近所の人々を初め「内木家コミュニティ」以外の人々との酒の遣り取り、御用に関わっての酒の遣り取りなどを含め、非常に多くの飲酒の機会のあったことが知られた。

酒の遣り取りは、饗応・振舞や馳走の際には、酒だけの場合もあるが、多くは吸物+酒(+a)が提供され、土産として持参するのは一樽ないしは二樽、といった慣習であったことも推測できた。勿論、『日記』には酒を伴わない(酒の記述のない)饗応・振舞や馳走も多くみられるが、酒を伴う饗応・振舞や馳走もまた多数に昇るのである。訪問した際、訪問された際に、酒の提供が普通だったのであり、一八世紀半ばの濃州の山村における飲酒の広まりが見て取れる。

日常的な飲酒の広まりに伴って、飲酒に起因する逸脱行為も発生するよ

うになるが、宝暦一三年の『日記』に限れば、そうした逸脱行為を示す記事はみられない。但し、やや時代は下るが、明和五年(二七八)の『日記』のなかに「紋蔵儀、酒狂三而寺喜代八を踏候由(四月二七日条)とか、「紋蔵儀、酒狂三而清十二喰付キ候而、手ニ余リ候」(五月二〇日条と、『岩屋』の紋蔵(清十の娘婿)をめぐる「酒狂」の記事もみえ、加子母村においても逸脱行為と無縁ではなかったといえる。

ともあれ、宝暦一三年の『日記』のなかの「いわや三而清十手酒給り、したや三而藤吉酒取よせ給り、能キ機嫌三而帰ル也」(一〇月八日条、No. 129・130)といった記事や、「昼頃、仁右衛門・おすへも来、酒取寄、楽ム也」(二月二日条、No. 42)、「色々預馳走、緩々はなし居申候而帰ル也」(二月三日条、No. 163)といった記事からは、彦七と「内木家コミュニティ」の人々との気の置けない飲酒の様子が伝わってこよう。勿論そればかりではないが、酒を介した付き合いの親密さを指摘できよう。そうした、いわば親しい間柄での飲酒に限らず、御用等に関わっての飲酒も含めて、繰り返しになるが、広く日常的に飲酒の風習が浸透していたといえる。

註

(1) 以上は、徳川林政史研究所編集・発行『内木家文書 宝暦一三年「御山方并諸事日記」(二〇二二年)の解題、および芳賀和樹著「御山守の仕事と森林コントロール」(林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化へ以下、『ブックレット』という) 1、徳川林政史研究所、二〇二〇年)、太田尚宏著「山村の人・家・つきあいー江戸時代の「かしも生活」①ー」(『ブックレット』2、二〇二〇年)、田原昇・芳賀和樹著「尾張藩林政のなかの御山守」(『ブックレット』3、二〇二一年)を参照した。

(2) 徳川林政史研究所所蔵の三冊は、大正一四年(一九二五)に内木家から譲渡さ

れたものとのことである(註1『内木家文書 宝暦一三年「御山方并諸事日記」の解題による。)

- (3) 徳川林政史研究所編集・発行『内木家文書 宝暦一三年「御山方并諸事日記」(二〇二二年)、同「内木家文書 明和二年「御山方并諸事日記」(二〇二三年)、同「内木家文書 明和四年「御山方并諸事日記」(二〇二五年)、同「内木家文書 明和五年「御山方并諸事日記」(二〇二二年)、同「内木家文書 明和九年「御山方并諸事日記」(二〇二四年)の五冊である。

- (4) 宝暦一三年「日記」の引用に当たっては、徳川林政史研究所所蔵の原本と照合し、刊本の翻刻を変更した部分が若干ある。

- (5) 酒に関しては、「酒迎」の記事が四件(正月二八日・同月晦日・一月六日・同月二五日)みられることを付記しておきたい。

- (6) 図3は、註1『ブックレット』2及び各「日記」に付録として所載されている「彦七「一家中」推定系図」をもとに、宝暦一三年時点に限定して筆者が加工したものであり、推定を含むことをお断りしておきたい。なお、引用史料中の人物の肩書や所属等については、各「日記」所載の「彦七「一家中」推定系図」及び「御山方并諸事日記」主要関係人物一覧」に負うところが大きい。

- (7) 正月二四日条に「夕方とミ田へ相越、母人江鯉節老ツ持参、差上申候、暫はなし居申候而帰ル」、同月二六日条に「昼過、母人御越、緩々御遊び、暮合彦七御供申、とミ田へ御帰也」とあるなど、母人が「富田」に身を寄せていることが分かる。

- (8) おすゑの娘おつやは、一二月一九日条に「明日、したやおかの・おつや、飛騨へ奉公三相越ス由」とあるように、二月二〇日に飛騨へ奉公に出ることになり、以後おすゑは一人暮らしとなる。

- (9) 内木家「一家中」や密接な付き合いのある家については、註1『ブックレット』2を参照した。「一家中」については、のち武助が分家して《桑野屋》を屋号とする。《中洞》も「一家中」といわれるが、《中洞》については付論を参照されたい。

- (10) 二月二八日条に「お梅も、清十・おそよ付添、上いつミへ相越候由」と、《下屋》仁右衛門の娘お梅(おむめ)が《上泉》へ嫁いだとの記事がある。《上泉》

については、《鍛冶屋》の佐助がお梅の婿に入ったとの説明もあるが(「日記」所載の「御山方并諸事日記」主要関係人物一覧)、正月四日条に「上いつミ佐助母年礼ニ来ル」とみえており、この時点で佐助は《上泉》の人である。従って、お梅は佐助を婿に迎えたのではなく、佐助の妻として嫁いだといえるのではないか。

- (11) 善六・おいわ夫婦の別家については、高木まどか「近世山村における離縁―美濃国恵那郡加子母村内木家「御山方并諸事日記」から―」(『徳川林政史研究所研究紀要』五五「金鯢叢書 四八」、二〇二二年)に言及がある。なお、善六は後に《中洞》を引き継ぐことになるが、この点は付論を参照されたい。

- (12) 註1『ブックレット』1・3参照。

- (13) 但し、おすゑは酒を呑むために彦七方を訪れていたのではない。No.14に「羽織拵給り候」、No.16に「羽織拵立給候」、No.44に「機織ニ来給候」とあるように、実家の仕事を手伝つてもいたのである。「日記」をみると、他にも仕立物拵・綿入拵・帷子縫・継事・洗濯などを頼まれ、さらに麦引や稲こきなども手伝っている。なお、その後のおすゑの動向については、註1『ブックレット』2に詳しい紹介があるので参照されたい。

- (14) 酒の購入量については、明和四年の場合、酒代が両酒屋合計七貫〇七七文で(明和四年「日記」極月廿二日条)、これを宝暦一三年の場合と同じ値段を基に計算すると、一升瓶にして二八本程になる。彦七は「各別之酒代三而大こまり」と嘆いている(同上)。また、明和八年は酒代が合計五貫六三三文であり、同様に計算すると一升瓶にして一〇〇本以上になるとの指摘がある(仲泉剛・林幸太郎著「人・物・お金にみる山村の暮らし―江戸時代の〆かしも生活」④)。(『ブックレット』9、二〇二四年)。

- (15) 山内での業務は木口印立会と御山見廻りに大別されるが、木口印立会に関しては、太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と「三浦・三ヶ村御山守」―濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から―」(『徳川林政史研究所研究紀要』五二「金鯢叢書 四五」、二〇一八年)を参照されたい。

- (16) 名古屋での買物(刀や脇指の調達・修理、家族への土産の購入等)については、註14『ブックレット』9に言及がある。

(17) 拙稿「江戸時代の飲酒事情―「酒狂証文」をめぐって―」(『日本歴史』八六七、二〇二〇年)、同「江戸時代後期における村社会と酒―上州那波郡福島村「三右衛門日記」を素材として―」(『日本歴史』九二〇、二〇二五年)、同「酒」と「酒狂」の江戸時代―上州の事例を中心に―(『群馬文化』三五六、二〇二五年)参照。

付論《中洞》をめぐって

《中洞》は次郎兵衛家が屋号としていたが、善六夫婦が次郎兵衛家から別家した際に、同夫婦が《中洞》を引き継ぎ、次郎兵衛家は《富田》を屋号としたとされているが註1「ブックレット」2他)、この点を再検証しておきたい。

宝暦一三年正月一日条に「此夜、中洞江饒別ニ小紙五帖為持、か、遣候」、同一三日条に「善右衛門夫婦(中略)中洞江相越候由」とあり、《中洞》との付き合いが確認できるが、同一九日条には「昼過、中洞利右衛門母来ル」とあって、《中洞》は利右衛門が当主であることが分かる。一方、正月一三日条には「勘兵衛も来り居申候而、とミタへ泊りニ行也」、同一八日条に「下や・とミ田承合候处」などとあるように、《富田》の家も存在している。また、善六夫婦の別家の一〇月以前に、彦七の母人の隠居所が《富田》であることも知られる(本文註7参照)。利右衛門については、二月二七日条に「此日、中洞分利右衛門内来ル」とあるほか、三月二七日条・八月五日条にも「中洞利右衛門(内)」とみえている。

善六夫婦が次郎兵衛夫婦と別居し、家居を建てるために彦七の所持する長嶋の土地を借りることになった九月一日条には「当年之内ハとミタ分長しまへ差支無之」とあり、また善六夫婦が引越した一〇月二日条には「とミだニ而いわひ候上、家移りへ皆々相越」とあって、善六夫婦は《富田》から別家したことが示されている。さらに、翌一三日条には「中洞利右衛門内・川辺おたつも、善六家見ニ来候」ともあり、《富田》と《中洞》は並存している。一二月二五日条・同大晦日条にも「中洞利右衛門」が登場している。

明和二年の「日記」にも、正月一日・同一二日・四月一八日・一二月二日条に「中洞利右衛門(内)」とあり、同年十二月一日条にも「此朝、中洞利右衛門・中田清次郎見舞ニ来ル」とみえ、この時点でも《中洞》は利右衛門である。

濃州恵那郡加子母村内木家にみる山村社会と酒

ところが、明和四年「日記」の七月一四日条に「中洞善六等も来ル」とあって、《中洞》が善六になっており、この間に善六が利右衛門から《中洞》を引き継いだと思われる。

そこで、明和四年「日記」を七月から遡ってみると、同年二月一日条に「昼過頃善六来ル、利右衛門も大借ニ相成候付、田地売申積ニ而(中略)色々相談之上、善六引受替地ニも致間敷哉と何れも申聞候、如何可致哉と申聞候」とみえ、利右衛門が「大借」の処理のため田地を売却するつもりであり、それを善六に引き受けないかとの打診があったため、彦七に相談に来たのであった。翌日、善六の妻おいわがやつてきて「昨夜善六申聞候通、長嶋地くろはし売候而、中洞地求メ度旨申聞候付」と、長嶋の地を売却し、中洞の地を購入したいとの希望を述べた。

そして、利右衛門の家・田地の売却額算定などを経て、三月一三日に「善六、今日ハ諸道具中洞へ持運ひ行」、翌一四日に「善六も、今日家移りいたし候」と、善六の《中洞》への「移徙」が行なわれた。なお、同月一五日条に「善六来り、今日利右衛門家居取立申答ニ候間」とあり、利右衛門の住居は別に取り立てられたようである。

こうして善六は、前述したように「中洞善六」と、《中洞》を屋号とすることになった。その後の明和六年「御山方御用并諸事日記(内木家所蔵)」にも、「中洞おいわ、餅持来ル」(三月三日条)、「中洞善六母も一昨日相果候由」(二月一七日条)とみえる。

縷々述べてきたが、要するに次郎兵衛家は初めから《富田》を屋号とし、善六は《富田》に嫁入りしたのである。一方、《中洞》は利右衛門を当主として《富田》と並存していた。そして、《富田》から別家した善六は、明和四年に、借金を負った利右衛門の田地を買い受け、《中洞》の屋号を継承したのであった。

【付記】二〇二五年一〇月、筆者は徳川林政史研究所による内木家文書調査に同行した。その際、内木哲朗氏には大変お世話になった。改めて感謝申し上げたい。

表1 宝暦13年『御山方御用并諸事日記』にみる飲酒等の関係記事

No.	いつ	どこで	だれが／だれに	なにを	備考	典拠
1	宝暦13・1・3	(彦七宅)	勘兵衛		一樽年玉に持参	19頁
2	宝暦13・1・3	おすゑ方	彦七夫婦・勘兵衛	吸物・酒ニ而預馳走	したや(宇屋)へ年礼のついで	19頁
3	宝暦13・1・3	(彦七宅)	(加子母村庄屋)政右衛門	吸物・酒ニ而饗応遣ス	年礼、信濃柿一把持参	19頁
4	宝暦13・1・3	(彦七宅)	おすへ	此朝、酒為吞遣ス	又々来	19頁
5	宝暦13・1・4	(彦七宅)	おすへ	酒為吞遣ス		19頁
6	宝暦13・1・5	(彦七宅)	法禪寺	吸物・酒ニ而饗応	年玉に串柿一把くださる	19頁
7	宝暦13・1・7	(彦七宅)	仁右衛門	おすへたのミ酒取寄せ、吸物・酒ニ而饗応	年礼	19頁
8	宝暦13・1・8	(彦七宅)	おこせ(付知村大越)吉助	吸物・酒ニ而饗応	年玉に鏡餅・串柿持参	20頁
9	宝暦13・1・8	(彦七宅)	藤の木清左衛門	酒取よせ、吸物・酒ニ而饗応遣ス	年礼	20頁
10	宝暦13・1・8	(彦七宅)	佐右衛門	吸物・酒ニ而饗応	年礼	20頁
11	宝暦13・1・9	(付知村庄屋方)	百助(彦七子)		付知庄屋へ梅に一樽持たせ、百助遣す	20頁
12	宝暦13・1・10	(彦七宅)	勘兵衛・おたつ(兄妹)		土産に小樽一つ持参	20頁
13	宝暦13・1・11	(彦七宅)	酒屋政助		帳いらいに御酒一ツ進上するとの案内	20頁
14	宝暦13・1・11	(彦七宅)	おすゑ	酒取よせ、饗応	羽織拵に来る	20頁
15	宝暦13・1・11	中洞方	か、(彦七妻)	吸物・酒ニ而預馳走	饒別小紙五帖持たせ、か、遣す	21頁
16	宝暦13・1・12	(彦七宅)	おすゑ	酒取よせ、振舞	羽織拵立に来る	21頁
17	宝暦13・1・13	(彦七宅)	仁右衛門・藤吉(父子)	酒取よせ、仁右衛門ニ振廻	月代を剃らせる	21頁
18	宝暦13・1・13	(彦七宅)	お蝶・次郎兵衛・善六	吸物・酒ニ而饗応	一樽持来り(善六・おいわ祝言のことで挨拶カ)	21頁
19	宝暦13・1・15	(彦七宅)	利右衛門	吸物・酒・茶漬ニ而饗応遣ス	土産に一樽持参、徳十郎(善六の)ことで挨拶	21頁
20	宝暦13・1・15	(彦七宅)	すまた半助	吸物・酒ニ而饗応	一万度御祓守護いたし来る	21頁
21	宝暦13・1・17	(彦七宅)	仁右衛門	吸物・酒ニ而饗応遣ス	升屋利左衛門の秋葉・伊勢参宮の件	22頁
22	宝暦13・1・17	(彦七宅)	西林作右衛門	吸物・酒ニ而饗応遣ス	年礼	22頁
23	宝暦13・1・17	(彦七宅)	清十	吸物・酒ニ而饗応遣ス	藤吉代参の路銀借用の件	22頁
24	宝暦13・1・19	(彦七宅)	利左衛門／仁右衛門・半助	酒取寄せ、吸物・酒ニ而饗応／一所ニ酒振舞	明日秋葉・伊勢へ出立／三人、緩々話して帰る	22頁
25	宝暦13・1・19	(彦七宅)	中洞利右衛門母	酒取寄せ、吸物・酒ニ而饗応	鏡餅持参	23頁
26	宝暦13・1・19	(彦七宅)	藤吉	吸物・酒ニ而饗応遣ス	明日、(代参に)出立につき	23頁
27	宝暦13・1・20	(彦七宅)	仁右衛門・清十・おつね・おすへ	吸物・酒ニ而饗応	おたつ齒黒付祝儀につき	23頁
28	宝暦13・1・26	(彦七宅)	仁右衛門／春木仕舞帰りの三人	酒取よせ、仁右衛門、又ハ三人ニ為吞		24頁
29	宝暦13・2・1	(彦七宅)	仁右衛門	さけ取よせ、吸物・酒ニ而饗応遣ス	村役人等呼出し触状到来につき村中寄合の件	26頁
30	宝暦13・2・4	(彦七宅)	仁右衛門并家内	吸物・酒ニ而仁右衛門并家内頂戴	一万度御祓へ神酒取よせ備え	26頁
31	宝暦13・2・6	(彦七宅)	おつき・おすゑ	酒取よせ、振廻		27頁
32	宝暦13・2・7	下屋方カ	彦七		藤吉下向につき酒一樽取寄せ、酒米等持行	27頁
33	宝暦13・2・8	(彦七宅)	仁右衛門・藤吉、ほか一三人	吸物・酒・温鈍ニ而饗応／酒取よせ何れもニ振廻		27頁
34	宝暦13・2・8	(彦七宅)	万ヶ松嶋か、・いわやお継	温鈍・酒ニ而饗応遣ス		27頁
35	宝暦13・2・9	(彦七宅)	いわや		いわやより手酒、彦七不快見舞カ	28頁
36	宝暦13・2・12	(彦七宅)	仁右衛門	酒取よせ、振廻	寺参りの帰りに寄る、緩々話して帰る	28頁

37	宝暦13・2・15	(彦七宅)	田丸や平七	吸物・酒ニ而饗応遣ス	昨日約束した酒少々出来につき一っぱ持参	29頁
38	宝暦13・2・17	(升屋)	彦七	酒取寄、吸物・酒・茶漬ニ而饗応	升屋へ留守見舞の酒一樽、勘兵衛に依頼し遣す	30頁
39	宝暦13・2・18	(彦七宅)	付知庄屋忠二郎	酒取寄、吸物・酒・茶漬ニ而饗応	土産に小紙一束持参、仁右衛門・勘兵衛相伴	30頁
40	宝暦13・2・18	(彦七宅)	善右衛門・仁右衛門・勘兵衛・善九郎	善八が酒取寄、善右衛門ら四人共給	善八が善右衛門林に入込、鉈を押収された件	30頁
41	宝暦13・2・19	(彦七宅)	清十・次郎兵衛	酒取よせ、饗応遣ス	清十・次郎兵衛、善右衛門夫婦出入を取持つ	30頁
42	宝暦13・2・21	(彦七宅)	仁右衛門・おすへ	酒取寄、楽ム		31頁
43	宝暦13・2・21	(彦七宅)	清十・おすへ	酒取寄、いわひ申候	馬誕生につき	31頁
44	宝暦13・2・22	(彦七宅)	藤吉・おすゑ	酒取よせ、振舞	藤吉夫婦二升持参、おすゑ朝より機織に来る	31頁
45	宝暦13・2・23	(彦七宅)	仁右衛門	酒取よせ祝、仁右衛門へ振廻	端米を扶持方米のうちへ頂戴につき	31頁
46	宝暦13・2・24	(彦七宅)	(小郷)平次郎	吸物・酒ニ而相極	二樽持参、おたつを川辺貞右衛門へ養女の件	32頁
47	宝暦13・2・24	(彦七宅)	(袖頭)助左衛門・又三郎夫ニ差越	(使者又三郎)酒為吞	御山方吟味の件、首尾よく解決の旨報告	32頁
48	宝暦13・2・26	(彦七宅)	清十	酒取寄、饗応	おさよ(清十娘)の小坂へ入湯の件	33頁
49	宝暦13・2・27	(彦七宅)	紋次郎	吸物・酒ニ而饗応	一樽持参	33頁
50	宝暦13・2・27	(彦七宅)	野喜助	茶漬為喰遣ス	一樽持来ル、明日名古屋へ御越と承り	33頁
51	宝暦13・3・3	(名古屋市中)	彦七、利左衛門・勘兵衛・久左衛門	所々ニ而温飽給、所々酒代ハ利左衛門出ス	熱田等、緩々参詣・見物	36頁
52	宝暦13・3・3	万屋(名古屋止宿先)	彦七	(酒を給申候而休ム)	宿おは、酒持参給り	36頁
53	宝暦13・3・4	万屋	彦七	(酒を給申候	宿おは、酒持参給り	37頁
54	宝暦13・3・5	万屋	彦七、助右衛門・半助・利左衛門・勘兵衛、宿おは、	助右衛門、肴二種調来り、六人ニ而楽ム	昨夜組頭から預かった酒一つばを吞む	37頁
55	宝暦13・3・6	万屋	彦七、助左衛門・半助、宿おは、助	酒取よせ、一座給申候		38頁
56	宝暦13・3・8	川口屋	彦七、助左衛門・半助ほか	酒取よせ候	付知文蔵・加子母伊兵衛来、勘兵衛らも来り	39頁
57	宝暦13・3・8	万屋	彦七	大酒給候而休ム	宿おは、酒持参給り	39頁
58	宝暦13・3・9	万屋	彦七、勘兵衛・久左衛門、儀左衛門・宿おは、	酒取よせ、楽ム	何れも緩々遊び帰る	39頁
59	宝暦13・3・10	(万屋)	彦七、勘兵衛、須原市左衛門	勘兵衛を以酒看取よせ：楽ム		40頁
60	宝暦13・3・11	千村重右衛門方	彦七	(在所辺の者より見舞の)酒出し、何れも給申候	入用は千村儀左衛門引請	41頁
61	宝暦13・3・12	(万屋)	彦七、勘兵衛、両千村	酒看取寄、楽ム		41頁
62	宝暦13・3・12	(京町)美濃屋次郎右衛門	彦七、勘兵衛、助右衛門、久左衛門	助右衛門居合、酒看出シ候付、給申候	両千村に誘われ	41頁
63	宝暦13・3・14	茶屋	彦七、両千村	酒看ニ而三人五拾式文、楽ミ帰ル	宿おは、酒持参給り	42頁
64	宝暦13・3・14	万屋	彦七	(酒を給申候	それより御役所へ越す	42頁
65	宝暦13・3・15	山方中へ越す	彦七、山方中	(なら茶飯を)一所に給、勿論酒も出ス	緩々話し、皆々帰る	43頁
66	宝暦13・3・16	(万屋)	彦七、勘兵衛・半助・久米次郎	手銭ニ而酒看買、楽ム	了簡書持参	43頁
67	宝暦13・3・17	浅野貞四郎方	彦七	酒出し給り候付、給候而帰り	浅野男子誕生祝、夕飯後宿弥三郎に肴持たせ	44頁
68	宝暦13・3・17	飯田町(浅野方)	彦七、山方五人	浅野貞四郎、酒出し被申候	酒盛の節、半助も来合給	44頁
69	宝暦13・3・18	山方中へ越す	彦七、半助	酒取よせ給り、緩々大酒	暇乞に越す	44頁
70	宝暦13・3・21	浅野貞四郎方	彦七	七夜之由ニ而酒給り、大酒給	宿おは、道中の慰みにと花油十二袋持参	46頁
71	宝暦13・3・21	万屋	彦七、半助、勘兵衛、宿おは、	酒取寄せ、楽ム		46頁

72	宝暦13・3・22	万屋	彦七	門出祝ひとして、宿おば、酒出し	土田にて一盃給候処、殊之外むねいたミ	46頁
73	宝暦13・3・22	志水二而	彦七	利左衛門、酒貰う	此節ハ断、不給	46頁
74	宝暦13・3・24	桑原着(彦七宅)	(付知)伊兵衛・(小郷)仲右衛門	茶漬為喰、酒取寄せ為吞		46頁
75	宝暦13・3・24	(彦七宅)	雪中見廻之者共三人・村方四人ほか		留守見舞として、合せて六樽持参	47頁
76	宝暦13・3・25	(彦七宅)	川辺貞右衛門	酒振舞遣ス	一樽持参	47頁
77	宝暦13・3・27	(彦七宅)	仁右衛門、久米次郎／次郎兵衛・清十・藤吉も来ル	(仁右衛門取寄せの一樽をひらき祝ひ申候／酒振廻	仁右衛門、善右衛門門出祝に一樽取寄せる	47頁
78	宝暦13・3・28	(彦七宅)	清十郎・おすゑら一六人	ほうとう拵、酒振舞	今晚、厩祝い	48頁
79	宝暦13・3・29	(彦七宅)	仁右衛門	吸物・酒二而饗応	付知新平坪焼の件	48頁
80	宝暦13・3・29	(彦七宅)	おすへ	酒振舞		48頁
81	宝暦13・3・晦	(彦七宅)	下林吉右衛門	吸物・酒二而饗応	幸次郎、酒取よせくれ、藤吉も来ル	48頁
82	宝暦13・4・3	(彦七宅)	彦七	酒取寄、祝ふ	御扶持方請取につき	49頁
83	宝暦13・4・4	おわち貞右衛門出見せ	彦七(三浦山登山前)	貞右衛門、酒出ス	禁酒故断候而不給	49頁
84	宝暦13・4・16	小郷和助方	彦七(三浦山下山後)	(和助が吸物・酒出ス	緩々休ミ居	52頁
85	宝暦13・4・17	(彦七宅)	中切市郎次	吸物・酒二而饗応遣ス	土産に一樽持来り	52頁
86	宝暦13・4・17	川辺へ越す	母人・彦七夫婦	吸物・酒相済	赤飯・一樽、勘兵衛に持たせ	52頁
87	宝暦13・4・17	上貝戸へ越す	か・勘兵衛		一樽宛持参、利左衛門も付添	52頁
88	宝暦13・4・17	(川辺)貞右衛門方	彦七・母人	温鈍・吸物・酒二而緩々預馳走		53頁
89	宝暦13・4・17	(彦七宅)	井貝戸久左衛門	為吞遣ス	一樽持参	53頁
90	宝暦13・4・18	(彦七宅)	組頭半助・勘四郎・金左衛門・平兵衛忤	吸物・酒二而饗応遣ス	定使円吉、酒二樽持参	53頁
91	宝暦13・4・18	(彦七宅)	犬山源次郎商人	酒為吞遣ス	名古屋出張の際、犬山で世話になる	53頁
92	宝暦13・4・18	(彦七宅)	将監源吉	酒為吞遣ス	観音へ百燈上げ諸人勧募の由、一〇銅遣ス	53頁
93	宝暦13・4・18	(彦七宅)	仁右衛門・おすへ	酒振舞		53頁
94	宝暦13・5・3	(彦七宅)	(付知)九郎右衛門	吸物・酒・飯二而饗応	今日、手前さびらき早開につき一樽持参	56頁
95	宝暦13・5・4	(彦七宅)	藤吉・喜作・次郎兵衛・清十	入麴・酒出ス	緩々話し、皆々帰る	56頁
96	宝暦13・5・6	小屋(川上山小豆沢中小屋着	彦七	吸物・酒出ス	喜兵衛も逢ニ来ル	57頁
97	宝暦13・5・10	川上(三吉方	彦七	吸物・酒出ス	嶋田を出立し、出シケ谷中小屋へ向う途中	58頁
98	宝暦13・5・11	忠三郎方	彦七	(忠三郎が吸物・酒出	嶋田を出立し、出シケ谷中小屋へ向う途中	58頁
99	宝暦13・5・11	与三右衛門方	彦七	与三右衛門二而も酒出ス	嶋田を出立し、出シケ谷中小屋へ向う途中	58頁
100	宝暦13・5・11	(付知)出出シケ谷中小屋)	彦七	此夜酒出ス		58頁
101	宝暦13・5・13	(中小屋)	小源次	酒出ス	小源次に髪月代為剃	59頁
102	宝暦13・5・13	(中小屋)	彦七	夕方并此夜、酒出ス		59頁
103	宝暦13・5・22	中小屋	庄屋忠三郎・与三右衛門ら		見舞として土産に一樽・川鱒一本他持参	61頁
104	宝暦13・5・26	(中小屋)	加子母組頭半助・百姓伊兵衛		両樽・肴持参	61頁
105	宝暦13・6・2	中小屋	(付知)村組頭七右衛門・文蔵		庄屋の指示で見舞に来る、両樽・玉子等持参	64頁
106	宝暦13・6・10	中小屋	彦七	茶漬・酒等給候而出立	付知庄屋(忠三郎方へ	66頁
107	宝暦13・6・10	付知庄屋忠三郎方	彦七	(忠三郎が吸物・酒出シ、給候而付知出立	加子母へ帰ル	67頁
108	宝暦13・6・11	(彦七宅)	仁右衛門	酒二而饗応遣ス		67頁

144	宝暦13・11・10	(彦七宅)	善右衛門、おすへ	亦々酒取よせ、振廻	善右衛門、魚を少々取来	111頁
143	宝暦13・11・10	(彦七宅)	仁右衛門	酒取よせ、振廻		111頁
142	宝暦13・11・4	(彦七宅)	仁右衛門、おつね	酒取よせ、仁右衛門に饗応	次郎兵衛無心金の件で相談	109頁
141	宝暦13・11・2	(彦七宅)	清十・藤吉・善六等	酒八合取よせ、饗応	何れも緩々遊び居申候而帰ル	108頁
140	宝暦13・10・24	おとし徳右衛門家見分	彦七	(徳右衛門が吸物・酒出し	爰ニ而緩々休ミ	105頁
139	宝暦13・10・24	久右衛門家見分	彦七	久右衛門、吸物・酒出ス	暮前あらや着	105頁
138	宝暦13・10・16	新田中小屋	彦七	伊兵衛、酒出し、給候	それより吉本御菓山等見廻り	103頁
137	宝暦13・10・15	(宿仙右衛門方)	(組頭)作十郎	酒出し、給申候		103頁
136	宝暦13・10・14	嶋田カ	彦七	清助、酒出ス		102頁
135	宝暦13・10・14	川上へ越す	彦七	忠三郎、酒・吸物等出ス		102頁
134	宝暦13・10・13	善六へ家見に越す	彦七夫婦	(善六母が吸物・酒出ス	もミ一斗・小桶一ツ・手桶一ツ・溜等、仁助に持たせ	102頁
133	宝暦13・10・10	(彦七宅)	彦七、仁右衛門、清十他	酒取よせ、為吞申積り		101頁
132	宝暦13・10・9	(善六)作事場	彦七	酒出し給居	善六棟祭り	100頁
131	宝暦13・10・9	いわや		清十、手酒給り	能キ機嫌ニ而帰ル	100頁
129	宝暦13・10・8	いわや	彦七	藤吉、酒取よせ給り		100頁
128	宝暦13・10・8	善六作事場	彦七		酒を八か、ニ作事見舞ニ右場所へ遣し	100頁
127	宝暦13・10・7	いわや	彦七夫婦、仁右衛門・紋三郎・喜作等	仁右衛門、酒取よせ出ス	いわや小坊病氣見舞い	100頁
126	宝暦13・10・7	(彦七宅)	おすゑ	吸物・酒にて饗応遣ス	酒一樽持来り、ふとん代持参	100頁
125	宝暦13・9・19	(彦七宅)	仁右衛門	酒振廻遣ス	か、より呼びに遣し来り	96頁
124	宝暦13・9・17	(彦七宅)	下屋・いわや両家不残来ル、善六も	餅・酒ニ而饗応遣ス	嘉例十七夜祝い	96頁
123	宝暦13・9・12	(彦七宅)	仁右衛門・次郎兵衛・利左衛門、藤吉	吸物・酒出ス	次郎兵衛一樽持参、善六別家の件	95頁
122	宝暦13・9・11	(彦七宅)	仁右衛門	酒取寄せ、饗応	善六別家の件	94頁
121	宝暦13・8・26	三沢(助右衛門方)に泊る	彦七、(木曾材木方手代)飯田幸右衛門	助右衛門、吸物・酒出ス	吉左衛門付添来ル	91頁
120	宝暦13・8・5	(彦七宅)	仁右衛門	酒取よせ、饗応	川魚少々持来呉	83頁
119	宝暦13・8・1	石田へ行	彦七・仁右衛門、市郎次・正法寺他	吸物・酒・温飩ニ而緩々預馳走	法禪寺茶会招待に来る	83頁
118	宝暦13・7・晦日	(彦七宅)	庄屋政右衛門	吸物・酒ニ而饗応	法禪寺茶会招待に来る	82頁
117	宝暦13・7・29	(彦七宅)	付知庄屋忠三郎・組頭七右衛門・頭百姓与三右衛門	吸物・酒・茶漬ニ而饗応遣ス	忠三郎、酒両樽持来る	82頁
116	宝暦13・7・27	下や	彦七、左左衛門相伴	吸物・酒・温飩ニ而緩々預馳走帰ル	桑原へ帰ル	80頁
115	宝暦13・7・26	(付知庄屋忠三郎方)	彦七	忠三郎、吸物・酒出ス		80頁
114	宝暦13・7・15	浄光寺へ参り、三吉へ越す	彦七、助右衛門	ほうとう・酒出ス、緩々給	このあと踊見物に越す	76頁
113	宝暦13・7・4	(川上山)中小屋	彦七	(助右衛門が)能キ魚少々取来り、酒之肴ニ出ス		73頁
112	宝暦13・6・15	嶋田へ寄ル	彦七	清夜、吸物・酒出ス	それより川上へ行く	68頁
111	宝暦13・6・14	付知庄屋方	彦七	忠三郎、温飩・酒出し、給申候		68頁
110	宝暦13・6・11	(彦七宅)	清十	酒振廻遣ス		67頁

174	宝暦13・12・30	(彦七宅)	仁右衛門	吸物・酒ニ而饗応遣ス	金一両差越延期の申入れ	127頁
173	宝暦13・12・29	(彦七宅)	利左衛門	酒ニ而饗応遣ス	善右衛門への礼として飛騨紙二帖持参	127頁
172	宝暦13・12・29	(彦七宅)	小郷重吉、善右衛門	両人へ茶漬・酒にて饗応遣ス		127頁
171	宝暦13・12・29	(彦七宅)	藤吉・友次郎	吸物・酒ニ而饗応	一樽・鯖二尾持来ル	127頁
170	宝暦13・12・29	下屋へ	おまつ		一樽、おまつに持たせ遣す	127頁
169	宝暦13・12・29	(彦七宅)	鍛冶屋忠吉		一樽(差越)	127頁
168	宝暦13・12・29	(彦七宅)	升屋		歳暮之祝儀として一樽持たせ遣す	127頁
167	宝暦13・12・27	(彦七宅)	藤吉・仁右衛門	武助ニ酒取よせ、両人ニ振廻	借用金・無尽の件	126頁
166	宝暦13・12・26	(彦七宅)	勘兵衛		歳暮として一樽持参、泊ル	126頁
165	宝暦13・12・24	とミだ(次郎兵衛方)	か、	酒ニ而饗応	借金扱いの件	125頁
164	宝暦13・12・24	(彦七宅)	神林養助	吸物・酒ニ而饗応遣ス	一樽持来り、余り久敷御目ニ懸り不申故	125頁
163	宝暦13・12・22	上いつミへ越す	彦七・仁右衛門・善右衛門、佐右衛門・藤次郎	吸物・酒并鰯鮓・なら茶食ニ而色々預馳走	緩々話して帰る	124頁
162	宝暦13・12・22	(彦七宅)	付知庄屋忠三郎	酒取寄せ、入麵・酒ニ而饗応	土産に山鳥一羽持参	124頁
161	宝暦13・12・19	(彦七宅)	清十	昼飯・酒ニ而饗応遣ス	無尽利足の件	123頁
160	宝暦13・12・17	(彦七宅)	小郷長兵衛	吸物・酒ニ而饗応遣ス	土産にたはこ一斤持参	122頁
159	宝暦13・12・15	(彦七宅)	勘兵衛		一樽・一つと(包)持参、泊ル	122頁
158	宝暦13・12・14	(彦七宅)	幸次郎	酒為吞遣ス	来年の給金等契約の件	122頁
157	宝暦13・12・14	(彦七宅)	佐左衛門代為次郎	吸物・酒ニ而饗応遣ス	一樽持参、受取両通持参	122頁
156	宝暦13・12・14	(彦七宅)	仁右衛門	酒取よせ、振廻		121頁
155	宝暦13・12・3	(彦七宅)	伝次郎内・善六・忠吉、源右衛門	吸物・飯・酒ニ而饗応遣ス	無尽掛金の件	118頁
154	宝暦13・11・26	(彦七宅)	田丸屋	酒振廻遣ス	初尾として一樽差越	116頁
153	宝暦13・11・26	(彦七宅)	仁右衛門			116頁
152	宝暦13・11・25	(彦七宅)	藤吉	酒取よせ、門出いわひ	仁助酒屋へ遣ス、跡より仁右衛門も来ル	116頁
151	宝暦13・11・25	(彦七宅)	商人丈助	酒買候付、吸物・酒ニ而饗応遣ス	楮受取に来り	116頁
150	宝暦13・11・23	(彦七宅)	仁右衛門	酒取よせ、為吞		115頁
149	宝暦13・11・19	(彦七宅)	清十	残酒あり、振廻遣ス		114頁
148	宝暦13・11・19	(彦七宅)	藤吉	酒取よせ、饗応		114頁
147	宝暦13・11・19	(彦七宅)	伊左衛門	堅帳受取、吸物・酒ニ而饗応		114頁
146	宝暦13・11・19	(彦七宅)	治左衛門	人足帳調済後、為吞遣ス	庄屋・組頭より一樽差越、伊左衛門持参	114頁
145	宝暦13・11・17	付知庄屋方	彦七、治兵衛	忠三郎、酒出ス		114頁